

聖籠町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年4月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第20号

聖籠町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、聖籠町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年聖籠町条例第36号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表の規則で定める事務及び情報)

第2条 条例別表の1の項第2欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第7条第1項(同法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に關する事務
当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。次号において同じ。)に係る市町村民税に關する情報

(2) 児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に關する事務
当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に關する情報

第3条 条例別表の2の項第2欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に關する事務
次に掲げる情報

- ア 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
 - イ 当該請求を行う者若しくは当該請求に係る児童（以下この号において「手当支給児童」という。）又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - ウ 手当支給児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報
- (2) 児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該請求に係る児童（以下この号において「手当改定児童」という。）又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - イ 手当改定児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報
- (3) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第3条の2第1項又は第2項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
- (4) 児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
 - イ 当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - ウ 現況届出児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

第4条 条例別表の3の項第2欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第19条（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

イ 当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(2) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第5条（同令第16条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

(3) 昭和60年法律第34号附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和60年法律第34号第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

第5条 条例別表の4の項第2欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条の規定による子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

ア 当該申請を行う支給認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者（以下この場において「保護者」という。）及び当該保護者と同一世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

- イ 当該申請を行う保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者に係る市町村民税・道府県民税に関する情報
 - ウ 当該申請を行う保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の規定による自立支援給付の支給に関する情報
 - エ 当該申請を行う保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者に係る児童福祉法による障害児通所支援に関する情報
- (2) 子ども子育て支援法第23条第1項、第2項及び第3項の規定による子どものための教育・保育給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査に関する事務
- ア 当該変更に係る保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - イ 当該変更に係る保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者に係る市町村民税・道府県民税に関する情報
 - ウ 当該変更に係る保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の規定による自立支援給付の支給に関する情報
 - エ 当該変更に係る保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者に係る児童福祉法による障害児通所支援に関する情報
- (3) 子ども子育て支援法第23条第4項、第5項及び第6項の規定による子どものための教育・保育給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査に関する事務
- ア 当該変更に係る保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - イ 当該変更に係る保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者に係る市町村民税・道府県民税に関する情報
 - ウ 当該変更に係る保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の規定による自立支援給付の支給に関する情報
 - エ 当該変更に係る保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者に係る

児童福祉法による障害児通所支援に関する情報

- (4) 子ども子育て支援法第24条の規定による子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査に関する事務
- ア 当該取消しに係る保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - イ 当該取消しに係る保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者に係る市町村民税・道府県民税に関する情報
 - ウ 当該取消しに係る保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の規定による自立支援給付の支給に関する情報
 - エ 当該取消しに係る保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者に係る児童福祉法による障害児通所支援に関する情報

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。